

江戸川区立清新第二中学校 PTA 会則

第1章 名称

第 1 条 本会は、江戸川区立清新第二中学校 PTA と称し、事務局を同校に置く。

第2章 目的

第 2 条 本会は、清新第二中学校教育の発展充実に寄与するため、保護者と教職員が互いに理解を深め、協力し、生徒のすこやかな成長をはかるとともに、会員相互の向上と親睦をはかることを目的とする。

第3章 活動方針

第 3 条 本会は教育を本旨とする団体として次の方針に従って活動する。

1. 本会は、生徒・青少年の教育及び福祉の為に活動する他の団体や機関と協力する。
2. 本会は、営利的、宗教的、政党的活動は支持せず、干渉も受けない。
3. 本会は、第2条の目的達成に必要な活動を善意のもとに行う。

第4章 会員

第 4 条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者、教職員及び本会活動の協力者とする。

第5章 会計

第 5 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第 6 条 会費は、一世帯につき年額 3,000 円を納入する。

納入方法は次の通りとする。

5月引き落とし時に 3,000 円一括徴収とし、学期ごとに 1,000 円として計算する。

年度途中の転入出は、次の通りとする。

1. 転入の場合、原則として次学期以降を納入する。
2. 転出の場合、原則として次学期以降を返還する。

第 7 条 本会の会員は、年 1 回以上の監査を行う。

第 8 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員

第 9 条 本会には次の役員を置き、総会の承認を得て決定する。

1. 会長 1 名
2. 名誉会長 校長
3. 副会長 若干名及び副校長
4. 会計 2 名以上
5. 会計監査 原則として 1 名は役員経験者が担当

第 10 条 役員任期は、1 年間とする。ただし、会計監査を除く役員再任を妨げない。

第 11 条 役員候補者の選出方法は、役員会にて決定する。

第 12 条 役員任務は、次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を総括し、主宰する。
2. 副会長 会長を補佐し、会務全体の運営を主導する。
3. 会計 本会の会計を処理する。
4. 会計監査 本会の経理を監査し、総会に報告する。

第 7 章 顧問・相談役

第 13 条 本会に顧問・相談役を置くことができる。顧問・相談役は会長が役員会に諮ったうえで推薦し、総会の承認を得る。

第 14 条 顧問・相談役は、本会の運営などについて、会長の諮問に応じる。

第 15 条 顧問・相談役任期は 1 年間とし、再任を妨げない。

第 8 章 総会

第 16 条 定期総会及び年度末総会は、全会員の三分の一以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を認める。また、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 17 条 定期総会は、次の内容を含めて審議決定する。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| (1)活動報告 | (2)会計報告 | (3)活動計画案 |
| (4)予算案 | (5)役員紹介 | |

第17条の2 年度末総会は、次年度役員候補者を審議決定する。

第18条 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、または会員の五分の一以上の要請があったとき、会長が招集する。

第9章 慶弔規定及び会員功労表彰規定

第19条 慶弔規定は次の通りとする。

1. 慶弔金

- (1) 教職員の結婚・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円
- (2) 会員及び生徒の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円
- (3) 教職員の配偶者及び子供の死亡・・・・・・・・・・10,000円
- (4) けやきの会会員の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000円
- (5) その他必要な場合・・・・・・・・・・役員協議により決定(上限10,000円)

2. 見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員協議により決定(上限10,000円)

第20条 会員功労表彰規定は次の通りとする。

退職・転出教職員への餞別は、在籍年数×1,000円とする。

第10章 個人情報の取扱い

第21条 個人情報の取扱いについては、別途定める「個人情報取扱規定」に従い厳正に取扱う。

付 則

- 1. 本会の運営に関する規則は、役員会で決定する。
- 2. 役員に欠員が生じたときは役員会がこれを補充することができる。
- 3. 本会の会則の改定は、総会の承認を必要とする。
- 4. 本会の会則は、令和6年4月1日より実地する。